

障害者差別解消支援地域協議会の設置状況等について

(2026年1月31日現在)

1 相談窓口の設置について

すべての市町村で設置済

2 職員対応要領の策定について

すべての市町村で策定済

3 障害者差別解消支援地域協議会の設置について

区分		市町村数	率
設置済		53	98%
設置 予定	2026年度	1	2%
計		54	

【参考】障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（抜粋）

（令和5年3月14日閣議決定、令和6年4月1日施行）

第5 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項

1 相談及び紛争の防止等のための体制の整備

(2) 国及び地方公共団体の役割分担並びに連携・協力に向けた取組

相談対応等に際しては、地域における障害を理由とする差別の解消を促進し、共生社会の実現に資する観点から、まず相談者にとって一番身近な市区町村が基本的な窓口の役割を果たすことが求められる。都道府県は、市区町村への助言や広域的・専門的な事案についての支援・連携を行うとともに、必要に応じて一次的な相談窓口等の役割を担うことが考えられる。

4 障害者差別解消支援地域協議会

(1) 趣旨

（障害者差別解消支援地域）協議会については、障害者及びその家族の参画を進めるとともに、性別・年齢、障害種別等を考慮して組織することが望ましい。また、情報やノウハウを共有し、関係者が一体となって事案に取り組むという観点から、地域の事業者や事業者団体についても協議会に参画することが有効である。